

事務連絡
令和2年5月20日

都道府県多文化共生施策担当課長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 田中敏之

新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者等からの在留諸申請の取扱い等について（情報提供）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、帰国が困難な中長期在留者からの在留諸申請について、別添1のとおり措置することとしたので、お知らせします。この措置により中長期在留者となった場合には、特別定額給付金の対象となり得る場合があります（別添2及び3参照）。

また、東京出入国在留管理局における窓口混雑緩和のため、一定の範囲・要件に該当する外国人については、別添1のとおり郵送による手続を認めることとしましたので、併せてお知らせします。

さらに、4月24日付け関係省庁課室長連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（上下水道料金の支払猶予に関する措置の周知）」に添付しておりました案内文の多言語版（別添4）を送付します。

おって、都道府県担当者におかれましては、管内市町村（政令指定都市を除く。）の外国人共生施策担当部（局）への周知に御協力お願いします。なお、外国人受入環境整備交付金の決定を受けた市町村に対しては、当庁から本件内容等について直接お知らせしていることを申し添えます。

添付物

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者及び元中長期在留者からの在留諸申請の取扱いについて
- 2 特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて
- 3 特別定額給付金事業における難民認定申請をしている者の子に係る取扱いについて
- 4 上下水道料金の支払猶予に関するご案内（日本語を含む6言語）